

令和8年度水域の生活環境動植物登録基準設定検討会（第1回）

議事録

1. 日 時 令和8年4月24日（金）13:30～17:28

2. 場 所 WEB会議システムにより開催

3. 出席委員

座 長	山本 裕史	
委 員	今泉 圭隆	坂本 正樹
	菅谷 芳雄	須戸 幹
	富田 恭範	永井 孝志
	矢吹 芳教	山岸 隆博
	與語 靖洋	横山 淳史

（敬称略、五十音順）

4. 議 事

（1）検討会の運営及び座長の選出

（2）水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準として環境大臣が定める基準値（案）について

（3）その他

5. 議事録

（1）検討会の運営及び座長の選出

令和8年度水域の生活環境動植物登録基準設定検討会開催要領に基づき、委員の互選により、座長の選任が行われ、座長として山本委員が選出された。また、座長代理として、菅谷委員が指名された。

（2）水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準として環境大臣が定める基準値（案）について

新規剤であるイブトリアゾピリドの基準値の設定並びに再評価対象であるトルクロホスメチル、インダノファン及びフェントラザミドの基準値の改正等について検討が行われた。審議の経過及び委員からの主要な意見とそれに対する審議内容は以下のとおり。

イブトリアゾピリド

Ⅰ コウキクサ類生長阻害試験（コウキクサ）について、試験濃度区の設定が公比10（OECDテストガイドラインでは3.2を超えないことが望ましいとされている）で実施されており、設定濃度100µg/L付近で生長阻害率がおおむね50%に達した後、それ以上の濃度では阻害率の上昇がほとんど認められず、用量反応関係が頭打ち（プラトー）に達していた。この試験成績から算出したErC₅₀の科学的妥当性について以下の意見が出された。

○ 設定濃度10µg/Lにおいて葉状体の小型化が認められることから、葉状体数よりも乾燥重量の方が、感度が高いと考えられ、この点は阻害率にも現れている。そのため、毒性値の算出に際しては、乾燥重量に基づく評価を中心に検討するのがよいと考えら

れる。

- 公比が 10 と大きいと信頼性の高い ErC_{50} を算出することはできない。
 - 阻害率 50%付近でプラトーに達している場合、どの濃度区を ErC_{50} の算出に用いるかによって結果が大きく変動するため、留意する必要がある。
 - ErC_{50} について、(事務局が提示した)用量反応関係がプラトーになる最も低い設定濃度の超値とすることに異論なし。なお、 ErC_{50} の算出方法として、プラトーへの移行点を超える最小の試験用量の超値を採用する方法、プラトー形成前の用量反応領域のみを用いる方法、阻害率の上限値を変数に組み込んだ 3 パラメーター(位置パラメーター、傾きパラメーター及び阻害率上限値)のロジットモデルを用いる方法の 3 つの考え方が考えられる。プラトーが生じる場合には、3 パラメーターモデル等も考慮することが重要ではないか。
 - 用量反応関係がプラトーになっている場合、どこかで既に生長が完全に停止している(阻害率 100%とみなせる)可能性も考えられるが、生データでは、葉状体数は試験期間を通じて葉状体数が増加しており、生長が完全に停止している状況ではないと考えられること。
- Ⅰ 検討の結果、事務局が提示した案を一部修正の上、農薬小委員会に諮ることが了承された。

トルクロホスメチル

- Ⅰ 魚類急性毒性試験(コイ)において、高濃度区では被験物質の析出・沈殿が認められたこと、かつ、これらの試験区の濃度分析では遠心分離やろ過処理等の措置を実施していないことから、当該濃度区を LC_{50} の算出に使用しないことが妥当との事務局の整理が了承された。
- Ⅰ 藻類生長阻害試験(トゲイカダモ)において、最高濃度区(第 5 濃度区)で未溶解物が認められたため、暴露開始時・終了時ともに遠心分離を実施して測定した値の算術平均を第 5 濃度区の平均実測濃度とした。当該濃度を溶存態としての最高濃度と考え、 ErC_{50} を算出することが妥当との事務局の整理が了承された。
- Ⅰ 魚類急性毒性試験(シーブスヘッドミノ)についても、トゲイカダモと同様の状況であることから、トゲイカダモと同様の考え方にに基づき、 LC_{50} を算出することが妥当とされた。
- Ⅰ 検討の結果、事務局が提示した案を一部修正の上、農薬小委員会に諮ることが了承された。

インダノファン

- Ⅰ 水道統計データの取扱い等について議論がなされ、データの記載や説明の在り方について留意が必要である旨、意見が出された。
- Ⅰ 検討の結果、事務局が提示した案を一部修正の上、農薬小委員会に諮ることが了承された。

フェントラザミド

- Ⅰ ミジンコ類急性遊泳阻害試験(オオミジンコ)において、助剤に界面活性剤を用い、水溶解度を超える濃度で試験が実施されているが、析出の有無等試験溶液の性状に関する記載等がなく、実測濃度が適切かどうか不明瞭であるため、水溶解度を考慮した毒性値とすることが妥当との事務局の整理が了承された。

- Ⅰ 藻類生長阻害試験（ムレミカツキモ）において、被験物質濃度の確認が暴露期間中に実施されず、暴露開始時のみの測定にとどまっている点が、ガイドラインからの大きな逸脱として指摘された。申請者からは当該剤の物理化学的性状等を根拠に、暴露中の濃度が安定していた可能性が示唆されたが、実測による裏付けはなく、試験方法としては不十分であると整理された。一方、試験成績を更に精査した結果、本試験成績を評価に用いることとされた。
- Ⅰ 藻類生長阻害試験（イボウキクサ）は、高濃度区において用量反応関係がプラトーに達している。このため、全ての濃度区を用いた probit 法、プラトー形成前の用量反応領域のみを用いた probit 法、並びに非線形回帰法による ErC_{50} の試算結果が示された。これら複数の算定方法を比較した結果、得られる毒性値に大きな差は認められず、評価結果への影響は限定的であると考えられたことから、全ての濃度区を用いた probit 法により ErC_{50} を算出することが妥当との事務局の整理が了承された。
- Ⅰ 農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬とする旨、了承された。本剤は出荷量が比較的多いため、留意する必要がある旨の意見があった。
- Ⅰ 検討の結果、事務局が提示した案を一部修正の上、農薬小委員会に諮ることが了承された。

共通事項

- Ⅰ 藻類等の生長阻害試験において用量反応関係が高設定濃度区でプラトーに達する場合については、 ErC_{50} の算定方法として複数の考え方があり得ることから、個々のケースに応じた審議、判断が必要であることが共有された。一方で、判断の整合性を確保する観点から過去の検討事例の整理も必要との意見があった。

（３）その他

長期ばく露影響評価の導入に向けての検討事項等について

長期ばく露影響評価の導入に際して、現時点で想定している技術的・運用上の検討事項のうち、河川モニタリングデータを長期水域PECの代替として用いる場合の基本的な考え方案について、事務局より説明がなされた。これに対し委員からは、河川モニタリングデータの活用にあたっては、測定地点の選定、農薬の使用状況を踏まえた採水時期や頻度、分析方法の妥当性等を十分に確認することが重要であるとの指摘があった。これらの指摘を踏まえ、引き続き検討していくこととされた。

評価書における適用農作物等の記載について

評価書における適用農作物等の記載ルールを整理した。委員からは、水系作物を含む作物群の適用がある場合、当該適用のPEC算定における、水田・非水田の区分けが明確になるよう記載ルールを追記することが望ましいとの意見が出された。